

第12回新舞子ビーチフェスティバル出店に関する要領

1 目的

第12回新舞子ビーチフェスティバルにおいて、出店ブースを設けることで、本市の商工業の活性化につなげるとともに、来場者をもてなすことを目的とします。

2 出店日時

令和7年8月30日（土） 午後4時から午後8時まで（予定）

※荒天の場合は、8月31日（日）に順延

※気象警報等発令時は、主管者の判断により開催時間の短縮又は中止することがあります。

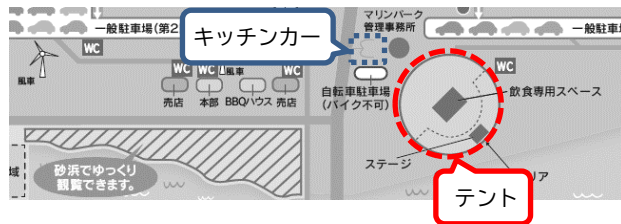
中止決定の連絡は、当日正午までに事務局からご連絡します。

3 会場

新舞子マリンパーク（知多市緑浜町2）

ファミリースポーツ広場内：テント

管理事務所前：キッチンカー



4 主催・主管

主催：知多市、知多市観光協会、知多市商工会

主管：新舞子ビーチフェスティバル実行委員会

5 販売できる物

- ・新舞子ビーチフェスティバルの目的にあったもの。
- ・商工業者等が、自己の主たる営業活動で取り扱っている商・製品及び農産物等。ただし、社会奉仕活動と認められる場合は、この限りではありません。
- ・監督官庁（保健所等）の許可、届出等が必要な場合は、期日までに手続きを完了できるもの。

6 出店資格

- ・上記目的に賛同し、積極的に運営協力できる事業者等であること。
- ・主催者、主管者、警察署等の指示に従えるもの。
- ・愛知県暴力団排除条例・知多市暴力団排除条例を遵守し、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力する法人及び個人。

・以下の項目に該当する方は出店できません

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員（以下「暴力団等」）に該当する者
- ② 暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 暴力団の威力や暴力団等を利用するなどしていると認められる関係にある者
- ④ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係にある者
- ⑤ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
- ⑥ 上記のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者

※出店決定通知後に上記のいずれかに該当する者が判明した場合、出店をお断りします。

※施設管理者との調整により、出店をお断りする場合があります。

※名義貸しを禁止します。

※出店者（法人）及び従業者については「知多市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、暴力団等に該当するか否かを愛知県知多警察署長に照会しますので、申請にあたっては、あらかじめご了承ください。

7 出店場所

出店場所は、主管者が決定します。

※出店ブース以外での販売やその他の行為（特に売り歩き、看板などによる宣伝、チラシ配布、呼び込み、引き込み等）はしないでください。

8 出店方法

（１）キッチンカー出店

スペースの広さ：１店舗あたり間口５．４ｍ 奥行３．６ｍ程度（予定）

（２）テント出店

主催者側で、２間×３間テント（白）１張、横幕付き（間口５．４ｍ 奥行３．６ｍ）を設置します。蛍光灯がありますが、電源はついておりません。発電機をご準備ください。

（３）共通の内容

- ・電源及び出店ブース用の机・いすは出店者にて準備してください。
- ・消火器１基（使用期限内のものを持ってくる）とゴミ箱１基を必ず設置してください。ゴミ袋の替えも必ず準備してください。
- ・出店により生じたゴミ、だし汁等の汚水は、出店者が持ち帰り適正に処理してください。うどん・ラーメンなど汁をつけて販売する出店者については、バケツなど汁捨て場を、ゴミ箱とは別に設置してください。
- ・ドリンク類を提供する場合、プラスチックまたは紙のコップを利用してください。
- ・テントは、主管者設営テント以外の使用は認めません。
- ・プロパンガスが必要な方は各自で用意し、使用する場合は必ず固定してください。
- ・販売物、空箱等が通路等に出ないようにしてください。

- ・「食品営業許可証」を携行し、食品衛生監視員の求めに応じて提出できるようにしてください。
- ・出店希望者多数の場合は、事務局で出店者を選定・決定します。（募集数35店舗程度）

9 費用負担

(1) 出店料

	キッチンカー出店（1台）	テント出店（1張）
会員※	15,000円	25,000円
会員以外	30,000円	50,000円

※会員とは、知多市商工会または（一社）知多市観光協会の会員を指します。

※出店者都合によるキャンセルは原則お受けできません。また、催事が中止となった場合でも、原則として出店料は返金しません。

(2) 搬入搬出その他の費用は、出店者の負担とします。

10 出店申込

(1) 申込方法

次の提出書類に必要事項を記入の上、お申込みください。

【提出書類】

- ①新舞子ビーチフェスティバル出店申込書
- ②新舞子ビーチフェスティバル出店誓約書
- ③新舞子ビーチフェスティバル出店従業者名簿
- ④出店時の写真（外観、メニュー等）

(2) 申込先

新舞子ビーチフェスティバル実行委員会事務局（知多市商工振興課内）

メール：kankou@city.chita.lg.jp

(3) 申込期限

令和7年6月30日（月）午後5時 必着

※決定通知を7月11日（金）頃に発送します。

出店事業者決定後、営業許可証の写し・許可を受けた品目がわかる部分の写し、縁日系の出店事業者は事務局へ知多警察署からの許可証の写し（または警察から「不要」と言われた旨の報告）を提出していただきます。**事務局が指定する期日までに提出または報告が無い場合、出店を取り消します。その場合、出店料の返金はいりません。**

11 搬入搬出

ファミリースポーツ広場内の芝生には絶対乗入れないでください！

(1) 前日

前日の搬入は、午後2時から午後4時30分までの間のみ、園内の管理道路への車両の乗り入れが可能です。

(2) 当日

- ・当日の搬入は、正午からを予定しています。午後4時以降は、搬入搬出に伴う会場内への車両の乗り入れ（テント横付け）はできません。（キッチンカーは乗り入れ可能ですが、開催時間内は車両の移動はできません。）
- ・新舞子ビーチフェスティバルのステージイベント開始の午後4時（予定）から販売を開始し、**午後8時に必ず販売を終了してください。**（午後8時に完全に販売終了できるよう、午後7時45分から新たな列を作らない等工夫をしてください。）
- ・会場内に水道はありますが、モラルのある使用をお願いいたします。
- ・**営業後は清掃を行い、原状回復を行ってください。**

(3) 翌日

- ・翌日の搬出が必要な場合は、午前8時から午前9時までに限り、園内の管理道路への車両の乗り入れが可能です。
- ・自己の出店場所及びその周辺を隣接出店者と協力して清掃を行ってください。

(4) 共通事項

- ・当日までの天候状況により、**地面がぬかるんでいる場合は、ファミリースポーツ広場への車の乗入れができません**ので、第1駐車場に車を止め、**リヤカーや台車で搬入・搬出してください。**

(5) 駐車場

- ・新舞子マリンパーク第1駐車場に、1出店者につき1台分の駐車スペースを確保します。（1回入庫につき500円がかかります。）
- ・関係者駐車場（南5区）の駐車許可証は、1出店者につき2枚お渡しします。それ以上に必要な場合は、記念品協賛（1口5,000円）をご利用ください。ただし、**関係者駐車場は、午後4時から午後7時30分まで出庫できません。**

(6) 販売物の保管義務

販売物の保管については、出店者の責任とします。風水害、火災、盗難、物損等による損害について、主催者及び主管者はその責任を負いません。

12 注意事項

- ・**プラスチックごみ及び食品ロス削減にご配慮願います。**
- ・ガラスのコップ・ビンに入ったものを販売する場合は、引き取るためのカゴなどを用意のうえ販売時に返却するよう案内をし、出店者で持ち帰り適正に廃棄してください。
- ・ハンドマイク、ラジカセ、拡声器等の音響機器（ポリエチレン製メガホンを除く）は、使用で

きません。

- ・販売人員の増員や商品提供方法の改善などにより、商品提供時間の短縮に努めてください。

<プラスチックごみについて>

令和9年2月からSDGs・ゼロカーボンシティ推進のため、**市主催事業でのプラスチックの利用を禁止します。新舞子ビーチフェスティバルでも禁止になります**ので、先行して紙ストローや紙パック等の利用にご協力をお願いします。

13 事故による危害

事故により他人又は他人の所有物が損害を被った場合は、その事故の原因者又は、関係する出店者がその損害賠償の責任を負うこととします。

14 その他

- ・7月下旬に出店者説明会を開催しますので、**必ず参加してください。**
- ・新舞子ビーチフェスティバルのプログラムは、8月初旬に市内全戸に配布し、ホームページに掲載します。
- ・所定の場所以外での喫煙はできません。
- ・イベントの性質上、各種マスメディア、SNS等で公開される可能性があります。また、主催者による記録写真等に参加時の活動及び肖像が残り、これらが今後の新舞子ビーチフェスティバルの広報活動において印刷物やホームページ、SNS等に掲載される場合があります。代表者は、従事者に説明のうえ、同意を得て応募してください。
- ・繰り返しの注意にも関わらず、本要領を守られない場合は、実行委員会で協議の上、出店の取り消し及び次回以降の出店のお断りをさせていただく場合がございます。
- ・ここに記載のない事項については、その都度主管者が決定します。